

○桑名市長島町厚生地区建築条例

平成23年12月26日
条例第32号

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第2項及び第50条の規定に基づき、桑名都市計画区域内に指定された昭和54年長島町告示第2号による長島町厚生地区（以下「厚生地区」という。）内における建築物の建築の制限の緩和及び付加に関し必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の例による。

2 この条例において「保養所等」とは、温泉を利用して、保養又は健康増進を目的とする福利厚生施設をいう。

3 この条例において「温泉供給施設」とは、温泉を供給するために必要な建築物をいう。

(建築物の建築の制限の緩和)

第3条 厚生地区内においては、法第48条第3項の規定にかかわらず、次に掲げる建築物を建築することができる。

(1) 保養所等

(2) 温泉供給施設

(建築物の建築の制限の付加)

第4条 前条に規定する建築物は、次に掲げる構造としなければならない。ただし、市長が厚生地区の環境保全上影響がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 外壁は、遮音効果のある措置を講じた構造とすること。

(2) 隣地境界線に面して設ける開口部は、次に掲げる構造とすること。

ア 窓及び出入り口は、遮音効果のある措置を講じた建具等を設置すること。

イ 排気口、給気口、排気筒及び給気筒は、遮音効果のある措置を講じた覆い等を設置すること。

(3) 隣地境界線に面して屋外に設置するクーリングタワー、ボイラーその他のこれらに類する建築設備は、遮音効果のある措置を講じた囲い等を設置すること。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条の規定に違反して、建築物を建築した場合における当該建築物の建築主、所有者、管理者又は占有者

(2) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工したときは当該工事施工者）

第7条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(長島町厚生地区建築条例の廃止)

2 長島町厚生地区建築条例（昭和53年長島町条例第16号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に廃止前の長島町厚生地区建築条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(趣旨)

第1条 この規則は、桑名市長島町厚生地区建築条例（平成23年桑名市条例第32号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、条例の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(建築物の建築の制限を付加する構造)

第2条 条例第4条各号に規定する構造は、次に掲げる遮音効果のあるものとする。

(1) 条例第4条第1号に規定する外壁の構造は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第30条に規定する界壁の構造と同等以上であること。

(2) 条例第4条第2号に規定する開口部の構造は、次に掲げるものとする。ただし、開口部と隣地境界線との間に、前号の構造による塀等工作物により、開口面積以上を覆う措置を講じた場合は、この限りでない。

ア 窓及び出入り口に設置する建具等の構造は、日本工業規格A4702又はA4706に適合するものであって、遮音性の等級がT-1と同等以上のもの（建具を二重に設置する場合（風よけのために二重とする場合を含む。）は除く。）であること。

イ 排気口、給気口、排気筒及び給気筒に設置する覆い等の構造は、防音フード又はダクト内に遮音効果のある材料を使用する措置が講じられたものであること。

(3) 条例第4条第3号に規定する「囲い等」は、建築設備と隣地境界線との間に、建築設備の大きさを覆う措置を講じたものであること。

2 条例第4条ただし書に規定する市長が厚生地区の環境保全上影響がないと認めるときは、隣地境界線における建築物から生ずる騒音の排出基準値が、50デシベル以下とする。ただし、午前8時から午後7時までは55デシベル以下とし、午後10時から翌日の午前6時までは45デシベル以下とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(長島町厚生地区建築条例施行規則の廃止)

2 長島町厚生地区建築条例施行規則（昭和54年長島町規則第1号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に廃止前の長島町厚生地区建築条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

改正 平成17年 6 月 1 日規則第37号
平成18年12月12日規則第76号
平成19年 3 月29日規則第19号
平成19年 9 月26日規則第39号
平成20年 3 月18日規則第10号
平成23年 3 月25日規則第15号
平成24年 2 月22日規則第 5 号
平成27年 5 月26日規則第39号
平成28年 5 月27日規則第47号
平成30年 3 月 6 日規則第 9 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第10条）
- 第 2 章 報告（第11条—第14条）
- 第 3 章 防火、設備、構造（第15条—第17条）
- 第 4 章 道路（第18条—第20条）
- 第 5 章 許可及び認定等（第21条—第31条）
- 第 6 章 地区計画（第32条）
- 第 7 章 雑則（第33条・第34条）

附則

- 第 1 章 総則
（趣旨）

第 1 条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）、三重県建築基準条例（昭和46年三重県条例第35号）、桑名市長島町厚生地区建築条例（平成23年桑名市条例第32号）及び桑名市商業業務誘導地区建築条例（平成29年桑名市条例第78号）の施行並びに桑名市手数料条例（平成16年桑名市条例第75号）第 7 条第 1 項第 3 号の規定による手数料の減免に関し必要な事項を定めるものとする。
（確認申請書等に添付する図書）

第 2 条 省令第 1 条の 3 第 1 項表 2 の危険物の数量表及び工場・事業調書は、工場・事業・危険物調書（様式第 1 号）とし、同表の既存不適格調書は、既存不適格調書（様式第 2 号）とする。

2 浄化槽を設置する場合においては、法第 6 条第 1 項（法第87条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書（以下「確認申請書」という。）に浄化槽調書（様式第 3 号）を 4 部添えなければならない。

3 高さが 2 メートルを超えるがけに近接する場所を敷地とする建築物を建築する場合においては、確認申請書にがけの形状、土質並びにがけの上端及び下端から当該建築物までの水平距離を示す断面図を添えなければならない。

4 桑名市長島町厚生地区建築条例の適用を受ける場合においては、確認申請書及び法第 7 条第 1 項（法第87条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による検査の申請書（以下「完了検査申請書」という。）に、次に掲げる部数の桑名市長島町厚生地区建築条例適合調書（様式第 2 号の 2）を添えなければならない。

（1） 確認申請書 3 部

（2） 完了検査申請書 2 部

5 桑名市商業業務地区建築条例の適用を受ける場合においては、確認申請書及び完了検査申請書に、前項各号に掲げる部数の桑名市商業業務誘導地区建築条例適合調書（様式第 2 号の 3）を添えなければならない。

（フレキシブルディスクによる手続ができる区域）

第 3 条以降（条文条項及び様式省略）

桑名市長島町厚生地区建築条例適合調書

※ 本調書記載の（□計画・□完成）建築物に関する事項に事実相違ありません。

建築主		住所		
		氏名	印	
設計者		資格	() 建築士 () 登録第	号
		住所・氏名	印	
工事監理者		資格	() 建築士 () 登録第	号
		住所・氏名	印	
工事施工者		住所		
		氏名	印	
所有者等（管理者、 使用者又は占有者）		住所		
		氏名	印	
建築物の概要	敷地の位置			
	建築物名称			
	建築物用途		主要用途 ()、棟数 ()、棟別用途 ()	
	建築物規模		延べ面積 (m ²)、建築面積 (m ²)、階数（地上 階、地下 階）	
	建築物構造		□鉄筋コンクリート造、□鉄骨造、□木造、□その他 ()	
	工事の種別		□新築、□増築、□その他 ()	
条例に係る事項		条例について適合性を示す内容	左記内容を示す添付図書等	
条例第3条	□ 第1号（保養所等）			
	□ 第2号（温泉供給施設）			
条例第4条	□ 第1号（外壁）			
	第2号開口部	□ ア （窓・出入口）		
		□ イ （排気口・給気口等）		
	□ 第3号屋外設備			
	□ 計画数値	(※1)	規則第2条第2項の規定による騒音測定点及び値	左記騒音測定点及び数値内容を示す図書等
		次の時間以外 (50dBを超えないこと)		
		午前8時～午後7時 (55dBを超えないこと)		
		午後10時～翌日午前6時 (45dBを超えないこと)		
	□ 完了数値	(※2)	規則第2条第2項の規定による騒音測定点及び値	左記騒音測定点及び測定内容を示す図書等
		次の時間以外 (50dBを超えないこと)		
		午前8時～午後7時 (55dBを超えないこと)		
		午後10時～翌日午前6時 (45dBを超えないこと)		
・備考（変更箇所等）				

(※3) 建築主事又は指定確認検査機関記入欄（□確認済証□検査済証：番号）

(注)

- (1) この様式において、条例とは桑名市長島町厚生地区建築条例を、規則とは桑名市長島町厚生地区建築条例施行規則を示すものとする。
- (2) 「□」には、該当する事項にチェックしてください。
- (3) (※1) には、条例第4条本文ただし書の規定を適用する計画の建築物について、計画数値を記入し、計算結果（音源の値、測定点、測定点までの距離による減衰計算値（音源と測定点の間に遮音壁等がある場合には、その減衰量を含む。）の計算根拠）を示す図書を別に添付してください。
- (4) (※2) は、条例第4条本文ただし書の規定を適用し完成した建築物について、測定数値を記入し、測定結果（音源の値、測定点、測定点の値、測定方法、状況写真等の測定根拠）を示す図書を別に添付してください。
- (5) 条例第3条及び第4条に適合することを示す図書を別に添付してください。
- (6) 備考欄は、直前の確認を受けた日以降において申請に係る計画に変更が生じた場合（当該調書の記載事項に変更を生じた場合を含む。）に、変更箇所等を記入してください。
- (7) (※3) には、記入しないでください。

桑名市長島町厚生地区建築条例適合調書

※ 本調書記載の（☒計画・☐完成）建築物に関する事項に事実相違ありません。

建築主	住所	〒000-0000 ○○県○○市○○町○丁目○番地			
	氏名	○○会社(株) 代表取締役 ○○ ○○ 印			
設計者	資格	(株)○○設計 (○級) 建築士 (国土交通大臣又は○○知事) 登録第○○○○○○○号			
	住所・氏名	〒000-0000 ○○県○○市○○町○丁目○番地 ○○ ○○ 印			
工事監理者	資格	(株)○○設計 (○級) 建築士 (国土交通大臣又は○○知事) 登録第○○○○○○○号			
	住所・氏名	〒000-0000 ○○県○○市○○町○丁目○番地 ○○ ○○ 印			
工事施工者	住所	〒000-0000 ○○県○○市○○町○丁目○番地			
	氏名	○○建設(株) 代表取締役 ○○ ○○ 印			
所有者等（管理者、使用者又は占有者）	住所	〒000-0000 三重県桑名市松ヶ島○姫御前○○番地			
	氏名	○○管理(株) 代表取締役 ○○ ○○ 印			
建築物の概要	敷地の位置	三重県桑名市長島町松ヶ島○姫御前○○番地 外○筆			
	建築物名称	○○会社○○保養所			
	建築物用途	主要用途（旅館）、棟数（3）、棟別用途（管理棟：事務所、宿泊棟：旅館、厚生棟：水泳場）			
	建築物規模	延べ面積（ 2,500 m ² ）、建築面積（ 1,500 m ² ）、階数（ 地上3 階、地下1 階）			
	建築物構造	☒ 鉄筋コンクリート造、 ☐ 鉄骨造、 ☐ 木造、 ☐ その他（ ）			
	工事の種別	☐ 新築、 ☐ 増築、 ☒ その他（ 寄宿舍から保養所等への用途変更 ）			
条例に係る事項		条例について適合性を示す内容	左記内容を示す添付図書等		
条例第3条	☒ 第1号（保養所等）	例) 官公署の事業計画による温泉休養施設 例) 企業の事業計画による保養所施設	例) ○市施設設置条例添付 例) ○社福利厚生関係規定		
	☒ 第2号（温泉供給施設）	例) ○企業体の事業計画による管理事務所	例) ○社登記事項等		
条例第4条	☒ 第1号（外壁）	例) 規則第2条第1号による措置	例) 図面No.2（外部：仕上表）		
	第2号開口部	☒ ア（窓・出入口）	例) 規則第2条第2号ア括弧書きによる措置	例) 図面No.5（1/AW：建具表）	
		☒ イ（排気口・給気口等）	例) 規則第2条第2号イによる措置	例) 図面No.6（メーカカタログ）	
	☒ 第3号屋外設備	例) 規則第2条第3号による措置	例) 図面No.4（矩計図）		
	☐ 本文ただし書き適用	(※1)	規則第2条第2項の規定による騒音測定点及び値	左記騒音測定点及び数値内容を示す図書等	
		計画数値	次の時間以外（50dBを超えないこと）		
			午前8時～午後7時（55dBを超えないこと）		
			午後10時～翌日午前6時（45dBを超えないこと）		
	☐ 完了数値	(※2)	規則第2条第2項の規定による騒音測定点及び値	左記騒音測定点及び数値内容を示す図書等	
		完了数値	次の時間以外（50dBを超えないこと）		
午前8時～午後7時（55dBを超えないこと）					
午後10時～翌日午前6時（45dBを超えないこと）					
・備考（変更箇所等）					

（※3）建築主事又は指定確認検査機関記入欄（☒確認済証：○年○月○日、確済第○○○○○○○号）

様式第2号の2（第2条関係）（**条例第4条本文ただし書きを適用しない場合の例：完了検査申請時**）

桑名市長島町厚生地区建築条例適合調書

※ 本調書記載の（□計画・☒完成）建築物に関する事項に事実相違ありません。

建築主	住所	〒000-0000 ○○県○○市○○町○丁目○番地			
	氏名	○○会社(株) 代表取締役 ○○ ○○ 印			
設計者	資格	(株)○○設計 (○級) 建築士 (国土交通大臣又は○○知事) 登録第○○○○○○○号			
	住所・氏名	〒000-0000 ○○県○○市○○町○丁目○番地 ○○ ○○ 印			
工事監理者	資格	(株)○○設計 (○級) 建築士 (国土交通大臣又は○○知事) 登録第○○○○○○○号			
	住所・氏名	〒000-0000 ○○県○○市○○町○丁目○番地 ○○ ○○ 印			
工事施工者	住所	〒000-0000 ○○県○○市○○町○丁目○番地			
	氏名	○○建設(株) 代表取締役 ○○ ○○ 印			
所有者等（管理者、 使用者又は占有者）	住所	〒000-0000 三重県桑名市松ヶ島○姫御前○○番地			
	氏名	○○管理(株) 代表取締役 ○○ ○○ 印			
建築物の概要	敷地の位置	三重県桑名市長島町松ヶ島○姫御前○○番地 外○筆			
	建築物名称	○○会社○○保養所			
	建築物用途	主要用途（旅館）、棟数（3）、棟別用途（管理棟：事務所、宿泊棟：旅館、厚生棟：水泳場）			
	建築物規模	延べ面積（ 2,500 m ² ）、建築面積（ 1,500 m ² ）、階数（ 地上3 階、地下1 階）			
	建築物構造	☒ 鉄筋コンクリート造、□鉄骨造、□木造、□その他（ ）			
	工事の種別	□新築、□増築、 ☒ その他（ 寄宿舍から保養所等への用途変更 ）			
条例に係る事項		条例について適合性を示す内容	左記内容を示す添付図書等		
条例第3条	☒ 第1号（保養所等）	例) 計画調書の通り	例) 計画図書の通り		
	☒ 第2号（温泉供給施設）	例) 計画調書の通り	例) 計画調書の通り		
条例第4条	☒ 第1号（外壁）	例) 計画調書の通り	例) 計画調書の通り		
	第2号開口部	☒ ア（窓・出入口）	例) 計画調書に変更有り	例) 計画調書に変更有り	
		☒ イ（排気口・給気口等）	例) 計画調書の通り	例) 計画調書の通り	
	☒ 第3号屋外設備	例) 計画調書の通り	例) 計画図書の通り		
	□ 本文ただし書き適用	(※1)	規則第2条第2項の規定による騒音測定点及び値	左記騒音測定点及び数値内容を示す図書等	
		計画数値	次の時間以外（50dBを超えないこと）		
			午前8時～午後7時（55dBを超えないこと）		
			午後10時～翌日午前6時（45dBを超えないこと）		
	完了数値	(※2)	規則第2条第2項の規定による騒音測定点及び値	左記騒音測定点及び測定内容を示す図書等	
		完了数値	次の時間以外（50dBを超えないこと）		
午前8時～午後7時（55dBを超えないこと）					
午後10時～翌日午前6時（45dBを超えないこと）					
・備考（変更箇所等）		例) 第2号アの建具性能T-1をT-2変更。	例) 図面No.5（1/AW：建具表）		

(※3) 建築主事又は指定確認検査機関記入欄（☒検査済証：○年○月○日、検済第○○○○○○○号）

桑名市長島町厚生地区建築条例適合調書

※ 本調書記載の（☒計画・☐完成）建築物に関する事項に事実相違ありません。

建築主	住所	〒000-0000 ○○県○○市○○町○丁目○番地			
	氏名	○○会社(株) 代表取締役 ○○ ○○ 印			
設計者	資格	(株)○○設計 (○級) 建築士 (国土交通大臣又は○○知事) 登録第○○○○○○○号			
	住所・氏名	〒000-0000 ○○県○○市○○町○丁目○番地 ○○ ○○ 印			
工事監理者	資格	(株)○○設計 (○級) 建築士 (国土交通大臣又は○○知事) 登録第○○○○○○○号			
	住所・氏名	〒000-0000 ○○県○○市○○町○丁目○番地 ○○ ○○ 印			
工事施工者	住所	〒000-0000 ○○県○○市○○町○丁目○番地			
	氏名	○○建設(株) 代表取締役 ○○ ○○ 印			
所有者等（管理者、使用者又は占有者）	住所	〒000-0000 三重県桑名市松ヶ島○姫御前○番地			
	氏名	○○管理(株) 代表取締役 ○○ ○○ 印			
建築物の概要	敷地の位置	三重県桑名市長島町松ヶ島○姫御前○番地 外○筆			
	建築物名称	○○会社○○保養所			
	建築物用途	主要用途（旅館）、棟数（3）、棟別用途（管理棟：事務所、宿泊棟：旅館、厚生棟：水泳場）			
	建築物規模	延べ面積（ 2,500 m ² ）、建築面積（ 1,500 m ² ）、階数（ 地上3 階、地下1 階）			
	建築物構造	☒ 鉄筋コンクリート造、 ☐ 鉄骨造、 ☐ 木造、 ☐ その他（ ）			
	工事の種別	☐ 新築、 ☐ 増築、 ☒ その他（ 寄宿舍から保養所等への用途変更 ）			
条例に係る事項		条例について適合性を示す内容	左記内容を示す添付図書等		
条例第3条	☒ 第1号（保養所等）	例) 官公署の事業計画による温泉休養施設 例) 企業の事業計画による保養所施設	例) ○市施設設置条例添付 例) ○社福利厚生関係規定		
	☒ 第2号（温泉供給施設）	例) ○企業体の事業計画による管理事務所	例) ○社登記事項等		
条例第4条	☐ 第1号（外壁）				
	第2号開口部	☐ ア（窓・出入口）			
		☐ イ（排気口・給気口等）			
	☐ 第3号屋外設備				
	☒ 本文ただし書き適用	(※1)	規則第2条第2項の規定による騒音測定点及び値	左記騒音測定点及び数値内容を示す図書等	
		計画数値	次の時間以外（50dBを超えないこと）	例) ①点：47、②点：48、③点：49、④点：50	例) 図1：①②③④の各地点の計算（別紙）
			午前8時～午後7時（55dBを超えないこと）	例) ①点：51、②点：52、③点：53、④点：54	例) 図1：①②③④の各地点の計算（別紙）
			午後10時～翌日午前6時（45dBを超えないこと）	例) ①点：45、②点：44、③点：43、④点：42	例) 図1：①②③④の各地点の計算（別紙）
	完了数値	(※2)	規則第2条第2項の規定による騒音測定点及び値	左記騒音測定点及び測定内容を示す図書等	
		次の時間以外（50dBを超えないこと）			
午前8時～午後7時（55dBを超えないこと）					
午後10時～翌日午前6時（45dBを超えないこと）					
・備考（変更箇所等）					

（※3）建築主事又は指定確認検査機関記入欄（☒確認済証：○年○月○日、確済第○○○○○○○号）

様式第2号の2（第2条関係）（**条例第4条本文ただし書きを適用する場合の例：完了検査申請時**）

桑名市長島町厚生地区建築条例適合調書

※ 本調書記載の（□計画・☒完成）建築物に関する事項に事実相違ありません。

建築主	住所	〒000-0000 ○○県○○市○○町○丁目○番地			
	氏名	○○会社(株) 代表取締役 ○○ ○○ 印			
設計者	資格	(株)○○設計 (○級) 建築士 (国土交通大臣又は○○知事) 登録第○○○○○○○号			
	住所・氏名	〒000-0000 ○○県○○市○○町○丁目○番地 ○○ ○○ 印			
工事監理者	資格	(株)○○設計 (○級) 建築士 (国土交通大臣又は○○知事) 登録第○○○○○○○号			
	住所・氏名	〒000-0000 ○○県○○市○○町○丁目○番地 ○○ ○○ 印			
工事施工者	住所	〒000-0000 ○○県○○市○○町○丁目○番地			
	氏名	○○建設(株) 代表取締役 ○○ ○○ 印			
所有者等（管理者、使用者又は占有者）	住所	〒000-0000 三重県桑名市松ヶ島○姫御前○○番地			
	氏名	○○管理(株) 代表取締役 ○○ ○○ 印			
建築物の概要	敷地の位置	三重県桑名市長島町松ヶ島○姫御前○○番地 外○筆			
	建築物名称	○○会社○○保養所			
	建築物用途	主要用途（旅館）、棟数（3）、棟別用途（管理棟：事務所、宿泊棟：旅館、厚生棟：水泳場）			
	建築物規模	延べ面積（ 2,500 m ² ）、建築面積（ 1,500 m ² ）、階数（ 地上3 階、地下1 階）			
	建築物構造	☒ 鉄筋コンクリート造、□鉄骨造、□木造、□その他（ ）			
	工事の種別	□新築、□増築、 ☒ その他（ 寄宿舍から保養所等への用途変更 ）			
条例に係る事項		条例について適合性を示す内容	左記内容を示す添付図書等		
条例第3条	☒ 第1号（保養所等）	例) 計画調書の記入通り	例) 計画図書添付の通り		
	☒ 第2号（温泉供給施設）	例) 計画調書の記入通り	例) 計画調書添付の通り		
条例第4条	□ 第1号（外壁）				
		第2号 開口部	□ ア（窓・出入口）		
			□ イ（排気口・給気口等）		
	□ 第3号屋外設備				
	☒ 本文ただし書き適用	(※1)	規則第2条第2項の規定による騒音測定点及び値	左記騒音測定点及び数値内容を示す図書等	
			次の時間以外（50dBを超えないこと）	例) 計画調書の記入通り	例) 計画調書添付の通り
			午前8時～午後7時（55dBを超えないこと）	例) 計画調書の記入通り	例) 計画調書添付の通り
			午後10時～翌日午前6時（45dBを超えないこと）	例) 計画調書の記入通り	例) 計画調書添付の通り
		(※2)	規則第2条第2項の規定による騒音測定点及び値	左記騒音測定点及び測定内容を示す図書等	
			次の時間以外（50dBを超えないこと）	例) ①点：47、②点：48、③点：49、④点：50	例) 図1：①②③④の各地点の測定（別紙）
			午前8時～午後7時（55dBを超えないこと）	例) ①点：51、②点：52、③点：53、④点：54	例) 図1：①②③④の各地点の測定（別紙）
			午後10時～翌日午前6時（45dBを超えないこと）	例) ①点：45、②点：44、③点：43、④点：42	例) 図1：①②③④の各地点の測定（別紙）
・備考（変更箇所等）		例) 完了数値確保による開口部仕様の変更	例) 変更箇所の新旧を示す図書（別紙）		

(※3) 建築主事又は指定確認検査機関記入欄（☒検査済証：○年○月○日、検済第○○○○○○○号）